

令和7・8年度 入札参加資格審査申請の手引き（建設工事「主観的事項」に係るもの）

大田市総務部総務課

大田市の入札参加資格申請に併せ、土木一式工事及び建築一式工事について格付区分を行います。

この手引きは、主観的事項に関する提出書類についての説明書です。

申請書（別記様式第1号）及び添付書類の提出がない場合は、特別点（主観点）の加算は行いません。

1. 対象工事 土木一式・建築一式

2. 評価方法

○市内業者：経営事項審査の総合評定値（P点：客観点）＋ 特別点（主観点）

○市外業者：経営事項審査の総合評定値（P点）

※「市内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を大田市内に有する事業者です。

※総合評定値は、令和7年1月1日時点で有効かつ最新の経営事項審査結果通知書に記載の数値とします。

3. 申請方法について

入札参加資格審査申請と併せて審査を行います。

申請書及び添付書類についてクリップ等でまとめ、一緒に提出してください。

4. 格付の決定について

申請される内容のほか、行政処分・指名停止等の状況を踏まえ特別点（主観点）を算定し、総合点数により格付を決定します。格付の決定通知は入札参加資格認定通知に併せて行います。

5. 問合せ先：〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所 総務部総務課 入札係 【電話】0854-83-8020

【メール】o-kanzai@city.oda.lg.jp

6. 大田市建設工事にかかる特別点数の概要

①工事成績（市発注工事）

○対象工事

土木一式：令和3・4・5年度完了工事

建築一式：平成31（令和元）・令和2・3・4・5年度完了工事

○工事成績評定の平均点に応じて、以下の計算式で加点。

加点の算出方法＝（評定の平均点（小数点第2位切捨）－65点）×10点

※平均点1点上がる毎に10点加算

加点の基準値：平均点65点で加点0点、平均点80点で加点150点

平均点65点未満は、一律マイナス30点

・市発注工事の受注実績がある場合で、評点を付さない工事のみの場合は10点とする。

・市発注工事の実績がない場合は0点とする。

②継続学習への取組状況

○土木一式：CPDSの取得単位数の合計が100ユニット以上（H31（R元）～R5年度の5年度）

〔土木施工管理継続学習制度・（一社）全国土木施工管理技士会連合会〕…10点

○建築一式：CPDの取得単位数の合計が50ユニット以上（H31（R元）～R5年度の5年度）

〔建築士会継続能力開発制度・（一社）島根県建築士会〕

又は、建築施工管理CPDの取得単位数の合計が20ユニット以上

〔（一財）建設業振興基金〕

…10点

③優良建設工事表彰

- 申請日の属する年度及び前2年度（R4・R5・R6年度）において市が大田市優良建設工事表彰要領により表彰した者（共同企業体による工事の場合は各々の構成員ごとに加算する）…10点

④障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況

(R6. 10. 31時点)

- 雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない …▲10点
○雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している …0点
○雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している …10点
○雇用義務のない者が障がい者を1名以上雇用している …10点

⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等（上限20点）（R6. 10. 31時点）

- 策定義務のある雇用主が行動計画を策定していない …▲10点
○策定義務のある雇用主が行動計画を策定 …0点
○策定義務のない者が行動計画を策定 …5点
○策定義務のある雇用主が行動計画を策定＋こころカンパニー認定 …10点
○策定義務のない者が行動計画を策定＋こころカンパニー認定 …15点
○プレミアムこころカンパニー知事表彰を前3年度（R3・R4・R5年度）に受賞 …20点

⑥労働安全対策

- 前回定期申請受付開始日から申請受付開始日前日まで（令和3年12月1日～令和6年10月31日）の間に県内で実施される安全衛生教育研修のうち指定する研修（下記の9項目）の受講実績

…1講座、1名受講につき2点（上限10点）

- ・職長・安全衛生責任者教育
- ・新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）
- ・現場管理者統括管理講習
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
- ・建設業等における（管理者・作業員）のための熱中症予防教育
- ・職長・安全衛生責任者能力向上教育
- ・刈払機取扱い作業員安全衛生教育
- ・施工管理者等のため足場点検実務者研修

⑦人権に関する取組

- 申請受付開始日の属する年（R6）の10月末日において、しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員に登録されている …5点
○定期申請受付開始日の属する年（R6）の10月末日において、公正採用選考人権啓発推進員の設置がされている …5点

⑧女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等（上限5点）（R6. 10. 31時点）

- 行動計画を策定 …1点
○行動計画を策定＋しまね女性の活躍応援企業登録 …3点
○しまね女性の活躍応援企業知事表彰を前3年度（R3・R4・R5）に受賞 …5点

⑨若年者の雇用、継続雇用及び資格取得の状況

- 前回定期申請受付開始日から申請受付開始日前日まで（令和3年12月1日～令和6年10月31日）の間に雇用時の年齢が30歳未満のものを新たに雇用し、かつ、常勤として継続雇用

…5点／1名〔4名・20点を上限〕

- 前回の定期申請時に若年者の雇用として加点された者を2年間以上継続雇用し、かつ、建設業法に係る主任技術者になれる資格（別紙「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」参照）又は、経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を取得（実務経験を除く）

※対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格（例：2級土木施工管理技士は1級土木施工管理技士を取得）を取得した場合に加点 …5点/1名 [4名・20点を上限]

⑩除雪業務（土木一式のみ）

- 申請日の属する年度及び前2年度（R4・R5・R6）において2年度以上大田市との契約実績がある（建設業組合から要請を受けている場合も契約実績があるものとみなす） …30点
- 申請受付開始日の属する年度及び前2年度（R4・R5・R6）において1年度の大田市との契約実績がある（建設業組合から要請を受けている場合も契約実績があるものとみなす） …15点

⑪災害時の緊急対応

- 大田市からの要請を受けて災害時の緊急対応を、前回定期申請受付開始日から申請受付開始日前日（令和3年12月1日～令和6年10月31日）までの間において、2年以上行った …30点
- 大田市からの要請を受けて災害時の緊急対応を、前回定期申請受付開始日から申請受付開始日前日（令和3年12月1日～令和6年10月31日）までの間において、いずれか1年行った …15点

⑫消防団協力事業所

- 申請受付開始日の属する年（R6）の10月末日において、大田市消防団協力事業所表示制度の認定を受け、有効期間内にある …10点

⑬ボランティア活動

- 大田市において、会社として10名以上又は従業員の半数以上（2日以上に亘る活動の場合延べ人数とする）が参加したボランティア活動（ハートフルしまね活動を含む）を申請受付終了日の属する年の前3年（R4・R5・R6）において、2年以上行った …10点
- 大田市において、会社として10名以上又は従業員の半数以上（2日以上に亘る活動の場合延べ人数とする）が参加したボランティア活動（ハートフルしまね活動を含む）を申請受付終了日の属する年の前3年（R4・R5・R6）において、いずれか1年行った …5点

※ボランティア活動として評価するものは、「不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動」や「市民・地域住民に対して行う活動」あるいは「社会福祉施設等への活動」とする。

⑭行政処分

- 申請受付開始日の前3年（R3. 11. 1～R6. 10. 31）において
- 他業種の許可の取消しを命じられた者 …▲30点
 - 営業停止を命じられた者 …▲20点
 - 指示処分を命じられた者 …▲10点

⑮指名停止処分

申請受付開始日の前3年（R3. 11. 1～R6. 10. 31）において

- 指名停止期間 …▲5点/2週間

※指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の2倍とする …▲10点/2週間

※指名停止期間について、2週間に満たない日数がある場合は2週間に切り上げ、1月以上の場合は、1月を4週間として換算する

7. 申請書及び添付書類について（大田市ホームページからダウンロードしてご利用ください）

別記様式第1号以外は、加点対象となる場合のみ添付書類を提出してください。

(1) 申請書（別記様式第1号） **※提出必須**

必要事項を記載のうえ申請者印を押印してください。

(2) 評価項目毎の添付書類について

〔添付書類が不要な項目〕大田市にて確認を行います。

①工事成績・③優良建設工事表彰・⑦人権に関する取組（しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員に関すること）・⑩除雪業務・⑫消防団協力事業所・⑭行政処分・⑮指名停止処分

②継続学習への取組状況

・土木一式工事のみ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会で発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）

・建築一式工事のみ ※(1)(2)のいずれかのみが加点对象

(1) 「建築士会継続能力開発（C P D）証明願（別記様式第2-1号）」により（一社）島根県建築士会に証明を依頼し、証明されたものを「建築士会継続能力開発（C P D）制度の取得単位数一覧表（別記様式第2-2号）」に集計して提出。証明願の申請者は、個人または会社のいずれでも認定。

(2) 建築施工管理C P Dの取得単位数の合計を確認するため、別記様式第2-3号またはC P Dシステムにより（一財）建設業振興基金に証明を依頼し、（一財）建設業振興基金で証明されたもの（基金の様式6 a）を提出。

④障がい者の雇用状況

・申請日時点で障がい者の雇用義務のある事業者

公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写）

・障がい者の雇用義務はないが申請日時点で障がい者を雇用している事業者

[1]障がい者認定を証明するものの写し（本人の身体障害者手帳又は療育手帳等）

[2]直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し

（健康保険証又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）

⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等

・次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、策定届（写：労働局の受付印があるもの）。

【お問合せ先：島根労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

・しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」及び知事表彰受賞企業「プレミアムこっころカンパニー」の認定証（写）

【お問合せ先：島根県 政策企画局 女性活躍推進課 0852-22-5463】

⑥労働安全対策の実施状況

令和3年12月1日から令和6年10月31日の間に県で実施される安全衛生教育研修の修了証（写）

⑦人権に関する取組状況

公正採用選考人権啓発推進員選任証明（申請）書（写）

⑧女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等

・女性活躍推進法に基づいた「女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組について一般事業主行動計画の策定している」場合、策定届（写：労働局の受付印があるもの）。

【お問合せ先：島根労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

・しまね女性の活躍応援企業の登録証（写）及び知事表彰受賞企業である認定証（写）

【お問合せ先：島根県 政策企画局 女性活躍推進課 0852-22-5463】

⑨若年者の雇用、継続雇用及び資格取得の状況

・雇用者関係調書（別記様式第3号）

・様式に記載した労働者全員の「健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は

「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し

- ・ 前回（R4・5・6年度）の申請時に提出した様式雇用者関係調書（別記様式第3号）
- ・ 建設業法に係る主任技術者になれる資格等（別紙「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」参照及び1・2級登録経理士）の合格証（写）

（注意事項） 雇用に関する加点については従業員が対象であって、役員の方は対象になりません。

⑪災害時の緊急対応

災害時地域貢献申告書（別記様式第4号）に記載のうえ、証明をうけたもの。

⑬ボランティア活動

ボランティア活動実績報告書（別記様式第5号）及び証明書類

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等（１／３）

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定 7 業種

資格区分				建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工管理技士 (旧 1級建設機械施工技士)			◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種) (旧 2級建設機械施工技士 (第1種～第6種))			○				○							○																	
	1級土木施工管理技士			◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎								◎			◎	
	2級土木施工管理技士	種別	土木	○				○	○					○		○	○												○		○	
			鋼構造物塗装																		○										○	
			薬液注入						○																							○
	1級建築施工管理技士				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎				◎		
	2級建築施工管理技士	種別	建築		○																										○	
			躯体				○		○				○	○	○																○	
			仕上げ				○	○		○	○		○					○	○	○	○	○	○				○					○
	1級電気工事施工管理技士												◎																			
	2級電気工事施工管理技士												◎																			
	1級管工事施工管理技士													◎																		
	2級管工事施工管理技士														◎																	
	1級電気通信工事施工管理技士																								◎							
	2級電気通信工事施工管理技士																								◎							
	1級造園施工管理技士																									◎						
	2級造園施工管理技士																									◎						
建築士法 (建築士試験)	一級建築士					◎	◎					◎	◎								◎											
	二級建築士					○	○				○		○								○											
	木造建築士						○																									
技術士法 (技術士試験)	建設 (「鋼構造及びコンクリート」を除く) ・ 総合技 術監理「建設」(鋼構造及びコンクリートを除く)			◎					◎					◎	◎										◎						◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術 監理「建設－鋼構造及びコンクリート」			◎					◎				◎	◎	◎									◎							◎	
	農業「農業農村工学」 ・ 総合技術監理「農 業－農業農村工学」			◎					◎																							
	電気電子 ・ 総合技術監理「電気電子」												◎											◎								
	機械 (「熱・動力エネルギー機器」 「流体機器」を除く) ・ 総合技術監理「機械」(熱・動力エネルギー機																							◎								
	機械「「熱・動力エネルギー機器」又は「流体 機器」 ・ 総合技術監理「機械－熱・動力エネ													◎										◎								
	上下水道(「下水道」) ・ 総合技術監理「上下水 道」(下水道)													◎														◎				
	上下水道「上水道及び工業用水道」 ・ 総合 技術監理「上下水道－上水道及び工業用水													◎												◎		◎				
	水産「水産土木」 ・ 総合技術監理「水産－ 水産土木」			◎					◎																◎							
	森林「林業・林産」 ・ 総合技術監理「森林－ 林業・林産」																									◎						
	森林「森林土木」 ・ 総合技術監理「森林－ 森林土木」			◎					◎																	◎						
	衛生工学(「建築物環境衛生管理」) ・ 総合技術監 理「衛生工学」(建築物環境衛生管理)													◎																		
	衛生工学「水質管理」 ・ 総合技術監理「衛 生工学－水質管理」														◎															◎		
	衛生工学「廃棄物・資源循環」 ・ 総合技術監 理「衛生工学－廃棄物・資源循環」														◎														◎		◎	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士												○																			
	第2種電気工事士													○																		
電気事業法 (電気主任技術者国 家試験等)	電気主任技術者 (1種～3種)												○																			
電気通信事業法 (電気通信主任技術 者試験)	電気通信主任技術者																								○							

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定 7 業種

[illegible]

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等（３／３）

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定 7 業種

資格区分			建設業の種類																															
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
その他	基 幹 技 能 者 （注 6）	種 目	登録電気工事基幹技能者								○														○									
			登録橋梁基幹技能者					○						○													○							
			登録造園基幹技能者																								○							
			登録コンクリート圧送基幹技能者					○																										
			登録防水基幹技能者																				○											
			登録トンネル基幹技能者					○																										
			登録建設塗装基幹技能者																			○												
			登録左官基幹技能者					○																										
			登録機械土工基幹技能者					○																										
			登録海上起重基幹技能者																○															
			登録P C基幹技能者					○									○																	
			登録鉄筋基幹技能者															○																
			登録圧接基幹技能者															○																
			登録型枠基幹技能者					○																										
			登録配管基幹技能者											○																				
			登録嵩・土工基幹技者					○																										
			登録切断穿孔基幹技能者					○																										
			登録内装仕上工事基幹技能者																					○										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											○				
			登録エクステリア基幹技能者						○	○					○																			
			登録建築板金基幹技能者								○									○														
			登録外壁仕上基幹技能者					○														○	○											
			登録ダクト基幹技能者											○																				
			登録保温保冷基幹技能者																							○								
			登録グラウト基幹技能者					○																										
			登録冷凍空調基幹技能者											○																				
			登録運動施設基幹技能者					○												○									○					
			登録基礎工基幹技能者					○																										
			登録タイル張り基幹技能者													○																		
			登録標識・路面標示基幹技能者					○															○											
			登録消火設備基幹技能者																													○		
			登録建築大工基幹技能者					○																										
			登録硝子工事基幹技能者																			○												
			登録土工基幹技能者						○																									
			登録ALC基幹技能者													○																		
			登録ウレタン断熱基幹技能者																							○								
			登録発破・破砕基幹技能者						○																									
			登録建築測量基幹技能者					○																										
			登録解体基幹技能者																															○
			登録圧入土工基幹技能者						○																									
			登録送電線工事基幹技能者						○				○																					
			登録さく井基幹技能者																										○					

備考

資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1）技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。〔登録解体工事講習とは…解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕
- （注2）地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- （注3）基礎ぐい工に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
- （注4）建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- （注5）建築物等に計装装置等を設備する工に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- （注6）建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。